

## コンプライアンス(法令等遵守)体制

### コンプライアンスの基本方針

当行は、みずほフィナンシャルグループの一員として、世界に通用するコンプライアンス態勢を推進し、コンプライアンス活動の展開をもって、株主、市場等から高く評価され、広く社会からの信頼を確立することをコンプライアンスの基本方針としています。また、コンプライアンスの不徹底が経営基盤を揺るがし得ることを十分に認識し、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけています。

### 「みずほの企業行動規範」採択

平成12年10月「みずほの企業行動規範」を当行の企業行動規範として採択しました。「みずほの企業行動規範」は、コンプライアンスに関するみずほフィナンシャルグループの基本的考え方や、特に重要な事項についてまとめたものです。当行では、コンプライアンスの遵守基準を掲載している「コンプライアンス・マニュアル」の核をなすものとして、この企業行動規範を第1編に採用するとともに、その小冊子を全役職員に配布しています。

### コンプライアンスの運営体制

コンプライアンス統括部がコンプライアンスに関する企画立案および推進を行っています。コンプライアンス統括部では、体制・諸規程等の整備、「コンプライアンス・マニュアル」等の基本マニュアルの制改定および配布、教育研修・諸連絡を通じて、行員に対し、コンプライアンスの周知徹底を図っています。

また、コンプライアンス統括部と連携し、コンプライアンス業務推進に当たるのが、法務部・考査部・検査部です。4部は、業務運営に当たる他部署から独立した内部管理・監査グループとして明確に位置づけられ、コンプライアンス統括責任者(副頭取)の直轄とし、その指揮下、協力して客観的な立場でコンプライアンス業務を推進しています。

こうしたコンプライアンス業務の推進状況は、業務監理委員会に報告されます。同委員会は、コンプライアンス統括責任者を委員長とし、コンプライアンスおよび内部監理上の諸問題の審議、調整を行う経営政策委員会であり、重要事項は経営会議に適宜報告しています。

日常業務に係わるコンプライアンスは、各業務本部にコンプライアンス・オフィサーを設置し、各ビジネスユニットごとにユニット単位のコンプライアンス業務を推進するとともに、全部室店に責任者を配置して部室店単位のコンプライアンス業務推進に当たっています。

なお、監査役の業務監査機能のサポート体制を強化する監査役会室があり、組織上の独立性を確保しつつ監査に当たっています。

こうしたコンプライアンスに関する管理は当行の関連会社に対しても行っています。また、当行のコンプライアンスの遵守状況等をみずほホールディングスに報告しています。

